

特別定額給付金（国民1人当たり10万円の特別定額給付金）の申請受付が始まっています ▶申請書は5月13日(水)に各世帯へ発送しています

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、「特別定額給付金事業」が実施されることとなりました。

- ◆ 給付対象者 ・基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている人
・受給権者は、その者の属する世帯の世帯主
- ◆ 給付額 給付対象者1人につき10万円
- ◆ 振込予定日 【第1回】5月18日(月)（5月12日(火)午後3時までにオンライン申請を行った人）
【第2回】5月26日(火) 【第3回】5月28日(木)
▶以後、週2回振込日を火・木曜日に設定し、振り込みを行います。

受け取りには手続きが必要です ▶申請期限：8月20日(木)当日消印有効

「郵送」または、「マイナンバーカードによるオンライン申請」のいずれかで申請できます。手続きの相談は、新型コロナウイルス感染症に関するコールセンター（26ページをご覧ください）または、市役所へご連絡ください。

▶感染拡大防止のため、窓口へのお越しは極力お控えください。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

申請から受給までの流れ

● 郵送申請

- ① 市役所から受給権者（世帯主）宛てに申請書が郵送されます。
- ② 申請書に名前、口座情報など必要事項を記入します。以下の書類も用意してください。
（ア）本人確認書類（運転免許証、健康保険証、年金手帳などの写し）
（イ）振込先口座の確認書類（金融機関名や口座番号などが分かる通帳または、キャッシュカードの写し）
- ③ 返信用封筒に申請書と上記（ア）（イ）を入れて、郵送してください。
- ④ 申請書類を受付・審査後、指定の口座に振り込まれます。

● マイナンバーカードによるオンライン申請

国のウェブサイト「マイナポータル」にログインして申請できます。申請できる条件や方法は、総務省の「特別定額給付金ポータルサイト」（<https://kyuhukin.soumu.go.jp/>）でご確認ください。受付・審査後、指定の口座に振り込まれます。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯の生活を支援するため児童手当の受給者に臨時特別給付金を支給します。

- ◆ 支給対象者 令和2年4月分（3月分を含む）児童手当の受給者
▶児童手当の所得制限額を超えている「特例給付」の受給者は対象外
- ◆ 対象児童 平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた児童
- ◆ 給付額 対象児童1人につき1万円 ◆ 支給時期 6月下旬～7月上旬予定
- ◆ 支給方法 公務員以外の方は申請手続き不要（給付を希望しない人のみ届出書を提出）。児童手当登録振込口座に振り込まれます。

問 新型コロナ給付金室（☎ 24 - 1255 ☎ 24 - 1350）✉ ckyufum@city.kuwana.lg.jp